

平成12年
1月1日
発行
第167号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
仲和ビル1F
TEL (03)3433-3028
FAX (03)3432-4560
発行責任者 浜崎 健蔵

日赤新労

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明らかなる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

平成11年度

第三回中央委員会開催

来年度運動方針案など審議

十二月十二日、十三日の両日、国際都市・商都、そして水の都でもある大阪の中心地にある「大阪リバーサイドホテル」において、平成十一年度第三回中央委員会が開催された。会議には全国加盟組より中央委員及びオブザーバー等八〇名を超える参加を得て、議題である平成十二年運動方針案や予算案等について、熱心な討議が展開された。

まず開会のことばの後、中央委員二名、委任状三資格審査・成立確認(出席 名)が行われ、議長に小寺悟氏(鳥取日赤)、副議長に西嶋由美子氏(今津日赤)、書記に松下長裕氏(浜松日赤)が選出された。

審議に先立ち、梅村中央執行委員長が挨拶に立ち、平成十一年度ベア交渉の総括を次のように述べた。

「民間の春闘が低調に終わって、ベアゼロ、昇給停止、配転・リストラ等厳しい労働環境の中、十分なベアを確保できたとは言えないが、定昇込み二・三四%の給与改定は世間並みの水準を何とか維持できたものと考えられる。また、福祉職係給表の新設、業務職員の三級昇格基準の緩和、特殊勤務手当の増額、新労の主張した看護婦等の深夜手当の改正が図られたことは、大きな前進であると思う。



新労第3回中央委員会

年末手当については、新案として、要求書提出に次いで申入書を提出するなど再三交渉を重ね、施設からの承認申請には速やかに承認する事、また、施設長への締めつけとなる不当な指導は行わないよう強く要望してきたところである。

十二月からは改正労働者派遣法が施行されるなど、我々労働者を取り巻く環境が大きく変化している中、二〇〇〇年に向かって、重

要案件である運動方針案等について、慎重審議を要請する次第である。」

その後報告事項に入り、本部より各部報告、一般経過報告が行われ、審議事項では平成十二年運動方針案や予算案等について、討議が繰り広げられた。

報告事項

- 一、各部報告
- 【組織部】
- 桑野日赤、高松日赤、新潟日赤の内部強化等
- 【教宣部】
- 幹部研修会開催
- 「介護保険のあらまし」講師 中央執行委員長・梅村正一
- 初心者研修会開催(3B)

審議事項

- 一、平成十二年運動方針案について
- 各ブロック会議等で検討された修正点について審議案通り承認された。

多額のベアは望まれぬ状況となることが期待したいものである。しかし、介護保険の運用については不透明な部分が多すぎて問題点ばかりが目立つており、介護保険の主旨に則った運用がなされるよう、次期通常国会の審議に期待したいところである。

また、通勤手当や医師確保調整手当、一時金の交渉等についても活発な意見交換がなされ、今後の本社交渉に生かしていくことで、原案通り承認された。

本部より、式典開催に係る予算の計上について、一

血液・福祉事業ともに社会構造の変革の荒波の中に立たされているのが現実で、組合としてはこの大きな流れに押し流されることなく、いかに乗り切っていくか労使で知恵を出し合い、一体となって進んでいかなければ、二一世紀への明るい展望は見えてこないものと確信しています。

二〇〇〇年を迎えて

中央執行委員長 梅村正一

謹んで年頭のお慶びを申し上げます。記念すべきミレニアム(千年紀)の年、二〇〇〇年を迎えるにあたって、一言で挨拶申し上げます。

日本ではバブル経済崩壊後、構造改革が押し進められ、経営側による産業・企業の生き残り、勝ち残りを第一義とした方策によってベアは低く抑えられ、リストラや配転、新卒者の採用停止などで、労働者の雇用不安や生活不安は大きくなる一方です。

小淵内閣は発足以来、景気回復と経済の活性化をスローガンに多額の赤字国債

を発行し、不況にあえぐ日本経済に活をいれようと躍起となってきましたが、ここにきて回復の兆しありとされた政府見通しを公言しています。

しかし、長引く不況を体感した国民は、生活上の不安の確もままならなかった昨春闘の結果や、夏期・冬

期一時金の減収からくる可処分所得の目減り、税金や社会保険等の負担増等から財布の紐を強く閉ざしてお

後、構造改革が押し進められ、経営側による産業・企業の生き残り、勝ち残りを第一義とした方策によってベアは低く抑えられ、リストラや配転、新卒者の採用停止などで、労働者の雇用不安や生活不安は大きくなる一方です。

小淵内閣は発足以来、景気回復と経済の活性化をスローガンに多額の赤字国債

を発行し、不況にあえぐ日本経済に活をいれようと躍起となってきましたが、ここにきて回復の兆しありとされた政府見通しを公言しています。

しかし、長引く不況を体感した国民は、生活上の不安の確もままならなかった昨春闘の結果や、夏期・冬

期一時金の減収からくる可処分所得の目減り、税金や社会保険等の負担増等から財布の紐を強く閉ざしてお

後、構造改革が押し進められ、経営側による産業・企業の生き残り、勝ち残りを第一義とした方策によってベアは低く抑えられ、リストラや配転、新卒者の採用停止などで、労働者の雇用不安や生活不安は大きくなる一方です。

賀正



執行部一同

各単組から 新年の ごあいさつ

ごに参加者も増え、喜ばれております。

今回の福祉職導入については、今まで専門職でありながら一般職扱いとされておりましたので、地位を確立できたことは喜びであり、今後、誇りをもって技術を高め、努力していきたいと考えております。

さて、当院が抱えている問題の一つとして、少子化に伴う入所児の減少があります。職員一同、乳児院のPRに努めてきましたが、あまり成果は見られず、上層部の働きかけが大きく影響するものと思われま

す。しかし、この一年間は上層部、院長、事務長が二、三年で変わってしまい、当院を理解できかねることもあり、先の見通しが立たない現状です。

このような不安を抱きつつも、職員一同、二一世紀に向けて頑張るつもりです。

当乳児院は昭和九年に創設され、凶作や災害等で栄養失調や病気になる赤ちゃんとを収容したのが始まりでした。しかし、今では様々な事情で養育困難な場合と、内容もすっかり様変わりしています。当院付近もビルが建ち並び、自然環境も心配される現在、子供たちのことを考えますと、もっと広い環境を備えた場所が必要ではないかと思われ

る今日この頃です。

職員数は臨時・パートを含め一六名で、年々少なくなっています。専門職は保育士、看護婦、栄養士で、このスタッフの中の活動として、社会に貢献したいという主旨から「育児教室」等も行っており、年を追う

るにつれて、今後新卒の皆様のより一層のご協力を宜しく

お願い申し上げます。(執行委員長 吉田りえ)

また、足利学校は日本最古の学校としてあまりにも有名ですが、そんな歴史と文化の一六万都市に、ベトナム六二〇床の足利赤十字病院があります。近年、三次救急・救命救急センターを配し、西毛圏の急性期、地域の中核病院として活躍しています。

足利赤十字病院
職員 組合

新年明けましておめでとうございます。年頭にあたり、皆様にお慶びを申し上げます。

さて、二〇〇〇年一月の足利市は栃木県の南西部に位置し、中世期以来、絹織物の産地として栄えてきました。町の中心を流れる渡瀬川は、あの森高千里の《渡瀬橋》でも有名です。鑿阿寺は、足利氏二代目義兼が持仏堂を建て、三代目義隆が堂塔伽藍を建て、足利一門の氏寺としたところ

子供たちといっしょにメリー・クリスマス♪

改正労働者派遣法のあらまし

●適用対象業務の原則自由化、派遣期間は1年以内など

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正労働者派遣法)が平成11年7月7日に公布され、12月1日に施行されました。柱となったのは対象業務の原則自由化で、多くの分野で派遣社員の働く機会が増え、職域を広げた一方で、労働者保護もある程度強化されました。

【主な内容】

1. 労働者派遣事業の対象業務の範囲の拡大
現行の適用対象である26業務に加えて、以下の業務以外のすべての業務について、派遣事業を行うことができる。
(1)港湾運送業務 (2)建設業務 (3)警備業務 (4)物の製造の業務(当分の間) (5)政令で定める業務
※医師法に規定する医業など医療関係業務も、適用除外業務として定められた。
①医師法第17条に規定する医業 ②歯科医師法第17条に規定する歯科医業 ③薬剤師法第19条に規定する調剤の業務(病院等における業務) ④保健婦助産婦看護婦法第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務 ⑤米養士法第1条第2項に規定する業務(傷病者に対して) ⑥歯科衛生士法第2条

第1項に規定する業務 ⑦診療放射線技師法第2条第2項に規定する業務 ⑧歯科技工士法第2条第1項に規定する(病院等における業務)

また、他の法令の規定により、診療の補助として行うことができることとされている業務も含む。具体的には、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

2. 派遣先の労働者派遣受入れ期間の1年の制限

派遣先は以下の業務を除き、派遣先の派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

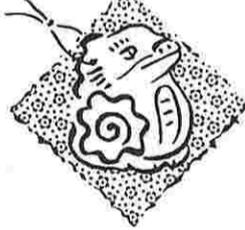
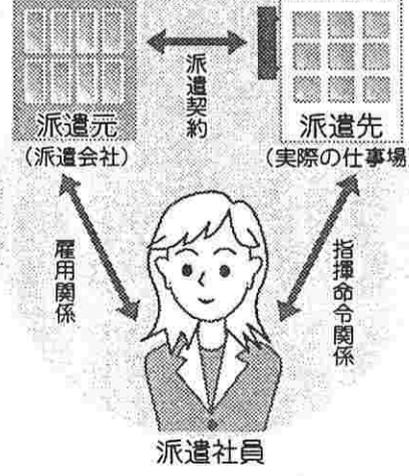
- 専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又は特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であって、長期雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務(現行の適用対象業務である26業務)
- 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止の為に必要な業務であって、一定の期間内に完了することが予定されている業務
- 派遣先の労働者が育児休業等を取付する場合のその労働者の業務

3. 派遣先の派遣労働者の雇用の努力義務

派遣先は、派遣先の派遣就業の場所ごとの同一の業務(派遣期間制限の対象とならない業務を除く)に継続して1年間労働者派遣の役務の提供を受けた後、引き続きその業務に従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、その派遣労働者(以下の要件を満たす者)を遅滞なく雇い入れるように努めなければならない。

- 1年間が経過した日の前日までに派遣先に雇用されて、引き続きその業務に従事することを希望する旨を派遣先に申し出たこと。
- 1年間が経過した日から起算して7日以内に派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

派遣のシステム



西暦二〇〇〇年を期に、これから益々厳しくなること

思われる医療、雇用、労働条件に少しでも早く対応して、組合員の断固たる絆を築き、福利厚生などを充実させていきたいと思います。

第三ブロック

初心者研修会開催

テーブルマナー講習も

名古屋第一赤十字病院従業員組合
去る十月二日、第三ブロックの初心者研修会を名古屋第一赤十字病院従業員組合が当番単組で開催致しました。



ホテル講師の指導のもとでテーブルマナーを学ぶ

会場は集合に便利な「ホテルアソシア名古屋ターミナル」で、研修会と併せ、テーブルマナーの「日赤赤の機構と日赤新労」

また、浜崎中央書記長は「日赤の給与のあらまし」の講演を頂きました。

参加者からは、「日頃、組合の活動は縁遠いもの、よくわからないものと思っていたが、なぜ組合があるのかよく理解でき、参加してよかった」などの声を聞くことができ、初心者研修会当番単組としては、うれしい限りでした。

アトラクションのテーブルマナーでは、昼食での開催ながら、フルコースのフランス料理を楽しむことができました。少し趣向を変えた懇親会に、参加者の方にも喜んで戴けたことと思います。(最もテーブルマナーを楽しみにしていたのは、講義の最中も落ち着かず料理を気にしていた、企画した当単組の役員であったのではないかと思います)

最後に、紙面をお借りしまして、本研修会の開催にご協力いただいた第三ブロックの皆様、本部役員の皆様にお礼申し上げます。